

令和8年5月29日

嬉野市議会

議長 田中政司 様

文教福祉常任委員会

委員長 大串友則

文教福祉常任委員会報告書

令和8年第1回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会
会議規則第 107 条の規定により報告する。

付託事件名「子どもの権利について」

調査理由

2023年4月に施行された「こども基本法」により、自治体には子どもの権利を保障する施策を策定・実施する責務が求められることとなった。本市においても、子どもを単なる「保護の対象」から、「共に未来を創る主体」へと位置づけ、その声を市政に適切に反映させるための法的根拠（条例）を整備する必要があると考える。特に、学校再編やDX化など子どもを取り巻く環境が激変する今こそ、その基盤を固める時ではないかと考える。

そこで、九州各自治体の中でもいち早く「子どもの権利条例」を制定され、子どもの権利救済制度や居場所「リリース」等の具体的な運用を行っている福岡県粕屋郡志免町の取り組み状況を調査した。

調査の概要 「志免町における子どもの権利条例の運用と実態について」

調 査 日 令和8年4月21日

場 所 志免町役場（福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1-1）

対 応 者	志免町議会	副 議 長	大 西 勇 氏
	志免町子育て支援課	課 長	太 田 成 洋 氏
	志免町子育て支援課	課長補佐	大 津 有 夏 氏
	志免町子育て支援課	係 長	平 田 恵 子 氏
	志免町子育て支援課	主 事	稲 永 智 信 氏

1. 志免町の概要

志免町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中心に位置しており、福岡市及び福岡空港に隣接した、南北に細長い総面積 8.69 km²の、福岡県下では 3 番目に小さな町である。山岳はなく、須恵町・宇美町・大野城市に接する東南の丘陵地、福岡空港をはさんで福岡市と接する西南の丘陵地、そしてこのふたつの丘陵地の間を福岡市・粕屋町へと広がる平坦地からなっている。

明治 22 年に田富・吉原・志免・南里・別府・御手洗の 6 カ村が合併し、新しい「志免村」となり、昭和 14 年に町制を発足し、「志免町」となった。戦前は海軍炭鉱、戦後は旧国鉄の志免炭鉱と、石炭の町として栄えていたが、昭和 39 年の閉山により大きな打撃を受け、人口は約 1 万 6,000 人まで減少した。

しかし、福岡市の中心部まで約 8 km という地の利と温暖な気候に恵まれ、昭和 40 年以降は福岡市のベッドタウンとして住宅開発が進み、人口は着実に増加している。現在、人口は 4 万 6,000 人を超え、人口密度は 5,337 人/km²（令和 2 年国勢調査）と全国の町村では第 1 位となっている。

2. 子どもの権利条例の理念と普及啓発について

志免町では、子どもを単なる保護の対象ではなく「権利の主体」と位置づける条例の理念を浸透させるため、行政、学校、地域が連携し多様な啓発活動を展開している。

（1） 条例の浸透状況と認識の変化

町民による条例の認知率は 50% 程度で推移しており、依然として全町への周知が課題である。しかし、子どもの居場所「リリーフ」や相談室「スキッズ」といった関連支援拠点の存在は広く認知されており、条例の理念がハード・ソフト両面の施策を通じて着実に具現化されていることが確認できた。

（2） 「しめまち子どもの権利の日」を核とした啓発

条例第 5 条に基づき 11 月 20 日を「子どもの権利の日」と定め、町民の関心を高める取り組みを行っている。

- ・かるた大会と講演会: NPO 法人が制作した「志免町子どもの権利かるた」を用いた大会を開催。遊びを通じて子どもの権利を学ぶとともに、併せて実施される講演会などで、子どもや保護者への深い理解を促している。
- ・シンボル活用: 国の重要文化財である「旧志免鋳業所^{たてこうやぐら}竪坑櫓」を当日にライトアップするなど、地域のシンボルを活用した視覚的な啓発を行っている。

(3) 教育現場および地域における学習機会の創出

子どもが自らの権利を「自分事」として捉えられるよう、生活圏内での接触機会を最大化している。

- ・学校での取り組み: 小学校では総合的な学習の時間等で「かるた学習」を実施するほか、昼休みに相談員が赴く「出張スキップ」を展開している。中学校においても、救済委員による講演会や、スタッフが月2回昼休みに訪問する「出張リリース」を実施し、相談のハードルを下げる工夫が見られる。
- ・教職員・職員研修: 新規採用職員や町外からの赴任教職員に対し、継続的な研修を実施することで、子どもの権利を尊重する視点を組織全体で共有している。
- ・地域活動: 夏祭りへの「出張リリース」出店や地域子ども教室での講座を通じて、大人に対しても「子どもの権利」への理解を広げ、地域共生社会の基盤づくりを進めている。

(4) 時代に即した情報発信のアップデート

不登校や虐待など、条例制定時（2007 年）から変化した社会情勢に対応するため、現在は条例解説書の内容整理を進めている。問題を再認識し、現代の子どもたちが抱える課題に即した普及啓発へと進化させようとする姿勢が顕著であった。

3. 子どもの居場所「リリース」の運営について

志免町では、子どもたちが学校や家庭以外の場所で安心して過ごせる「第3の居場所」として、子どもの居場所「リリース」を設置・運営している。

(1) 設置目的と運営体制

「リリース」は、不登校や放課後を一人で過ごす子ども、あるいは家庭に居づらさを感じる子どもたちの「休息」と「社会参画」を支援することを目的としている。運営は、条例の理念を共有する NPO 法人へ委託されており、行政との緊密な連携のもとで柔軟な対応を可能にしている。スタッフは常勤2名、非常勤9名で構成され、開館時は常に2名以上の体制を維持することで、安全かつきめ細やかな見守り

を実現している。

(2) 利用状況とアクセスの確保

令和7年度実績で年間利用者数は389名に上り、開館日数は年間349日と、年末年始を除くほぼ毎日開館している。これにより、子どもたちが「行きたい時にいつでも行ける」という安心感を担保している。利用料は無料で、中学生以下の町内在住者を対象としており、多様な家庭環境の子どもたちが等しく利用できる環境が整えられている。

(3) 具体的活動とアウトリーチの展開

単なる居場所の提供に留まらず、学習支援や調理実習、季節に応じたイベントなど、子どもたちの自主性を尊重した活動が行われている。

- ・出張リリーフの実施：中学校の昼休みにスタッフが訪問する「出張リリーフ」は、施設へ足を運ぶ心理的ハードルを下げる重要な役割を果たしている。そこでの対話がきっかけとなり、実際の施設利用や相談へと繋がるケースも多い。

- ・地域との連携：夏祭りへの出店や地域行事への参加を通じ、子どもたちが地域社会と接点を持つ機会を創出している。

(4) 財源と持続可能な運営の仕組み

運営にかかる委託料（令和8年度予算で約595万円）は、国の「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」等を積極的に活用することで、自治体の財政負担を軽減しつつ質の高いサービスを維持している。条例という制度的根拠に基づき、予算の継続性が確保されている点が、安定した運営の大きな支えとなっていると思われる。

4. 子どもの権利救済制度について

志免町では、条例に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するための専門的な体制を構築している。

(1) 救済制度の組織と専門性

子どもの権利救済委員として、大学教授（教育・臨床心理学）や弁護士などの専門家を委嘱し、中立・独立した立場から調査や勧告を行う体制を整えている。また、実務を担う相談員には、保育士、教員、保健師等の有資格者を会計年度任用職員として2名配置し、専門的な知見に基づいた対応を行っている。

（２） 相談・救済の実態と傾向

令和６年度の相談状況では、「心身の悩み」や「交友関係の悩み」が上位を占めている。子どもの福祉的処遇（放課後等デイサービスや学校、役場の対応等）に対する具体的な救済実績としては、相談に基づく支援のほか、自己発意による調査を行い、また中学生アンケートの結果を受けた学校教育課へのヒアリングなどが実施されている。

（３） 職務の独立性の担保

救済委員の活動において最も重視されているのは、行政組織からの独立性である。救済委員会議では、事務連絡終了後に役場事務局（子育て支援課職員等）が退室し、委員と相談員のみで相談内容等の協議を行う運用を徹底している。このプロセスにより、申立人と行政を含む相手方（関係機関など）との調整を行う中立的立場を確保している。

（４） 相談への心理的障壁の除去

子どもが相談しやすい環境を作るため、窓口での待機だけでなく、アウトリーチ（出向く支援）を強化している。具体的には、小学校への「出張スキップ」や中学校への「出張リリース」を昼休みに実施し、日常の学校生活の中で自然に相談員と接触できる機会を創出している。

５．子どもの権利委員会と検証体制について

志免町では、条例の理念が適正に実行されているかを客観的に評価するため、条例第 24 条に基づき「子どもの権利委員会」を設置し、独自の検証体制を構築している。

（１） 委員会の役割と具体的な検証方法

本委員会は町長の諮問機関として、町における子どもの権利の保障状況を多角的に検証している。特筆すべきは、書面上の確認に留まらず、委員自らが子どもの施設を直接訪問している点である。現地で子どもの様子を観察し、子ども本人や施設関係者への聞き取り調査を行うことで、現場の実態に即した検証を行い、その結果を提言や報告として町長へ提出している。

（２） 委員会の構成と人材の多様性

検証の客観性と専門性を担保するため、幅広い分野の専門家や市民によって構成されている。

- ・専門有識者：大学教授（教育学・臨床心理学等）や弁護士などが参画し、専門的知見から助言を行っている。
- ・実務・地域関係者：民生委員・児童委員、保育園・教育関係者に加え、町 PTA 連絡協議会や地域子ども教室などの関係団体、さらには公募町民も委員として委嘱されている。

（３） 子どもの意見尊重と検証への反映

条例の基本理念である「子どもの意見を尊重する」姿勢は、委員会の活動にも反映されている。

- ・直接対話の重視：施設訪問時の聞き取りに加え、子どもの居場所「リリーフ」などの現場に委員が赴き、子どもの生の声を集約している。
- ・検証への還元：子どもから出された意見や、子どもたちが置かれている現状を委員が共有・分析し、町長への提言内容に反映させることで、子ども視点の政策評価を可能にしている。

（４） 事務局体制と運営の工夫

- ・所管部署：子育て支援課が事務局となり、委員会の運営を支えている。
- ・実施頻度：年に数回の委員会を開催し、継続的なモニタリング体制を維持している。

6. 運用上の課題と今後の展望について

志免町における「子どもの権利条例」は、施行から 20 年近くが経過し、居場所づくりや相談体制の面で確かな成果を上げている。一方で、社会情勢の変化に伴う新たな課題も顕在化しており、今後の展望について以下の通り整理した。

（１） 社会情勢の変化への対応と条例の再定義

条例制定当時（2007 年）と比較し、不登校児童生徒の急増、児童虐待の深刻化、SNS に起因するトラブルなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。これら現代的な課題に対し、現行の条例や施策が十分に機能しているかを再検証する必要がある。現在、町では条例解説書の内容整理を進めており、多様化・複雑化する現代の子どもの問題に即した形での再周知と、運用のアップデートを目指している。

（２） 条例の認知度向上と普及啓発の継続

条例の認知度が約 50%にとどまっている点は継続的な課題である。特に、子どもの権利に関する「大人側」の理解、すなわち「権利の尊重がわがまを許すことではな

い」という本質的な理解をいかに地域社会全体に広げていくかが重要となる。今後も「子どもの権利の日」の事業や学校・地域での学習機会を通じ、世代を超えた普及啓発を粘り強く継続していく方針である。

(3) 相談・救済体制のアクセス向上

相談室「スキッズ」や救済委員制度などの仕組みは整っているものの、子ども自身が自発的に助けを求める「受援力」をいかに高めるかが問われている。現在実施されている「出張スキッズ」や「出張リリース」といったアウトリーチ活動をさらに強化し、子どもが孤立することなく、必要なタイミングで確実に支援に繋がれる体制の深化が期待される。

委員会の意見

志免町において条例が単なる理念に留まらず、子どもの居場所「リリース」や相談室「スキッズ」といった具体的な支援体制の根拠として機能している点は、本市にとっても極めて重要な示唆である。本市が直面している大きな環境変化において、大人の都合や効率性のみに偏ることなく「子どもの最善の利益」を最優先の評価基準とするためには、条例という法的根拠に基づき、子どもの声を市政に反映させる仕組みを確立することが不可欠である。また、志免町が「出張リリース」などのアウトリーチ活動を通じて子どもとの接点を積極的に創出している点は、本市が目指す「お茶」や伝統芸能などの地域文化に触れる教育、さらには「手話」を含む多様なコミュニケーション手段を尊重する教育環境の維持・向上を具体化する上で、非常に有効な手法であると考ええる。運用面においては、志免町でも施行から15年以上の年月を経て、不登校やいじめ、虐待の深刻化といった現代的課題への対応が再認識されている。本市において条例を制定する際にも、一度作って終わりとするのではなく、社会情勢の変化に応じて常に検証と改善を繰り返す「生きた条例」とするための体制整備について、具体的に当初の設計段階から盛り込むべきである。今後、本委員会としては、今回得られた先進地の知見を土台に、本市独自の視点を取り入れた条例制定に向け、市長への力強い提言へと繋げていく所存である。